

# 不法投棄を一掃しましょう

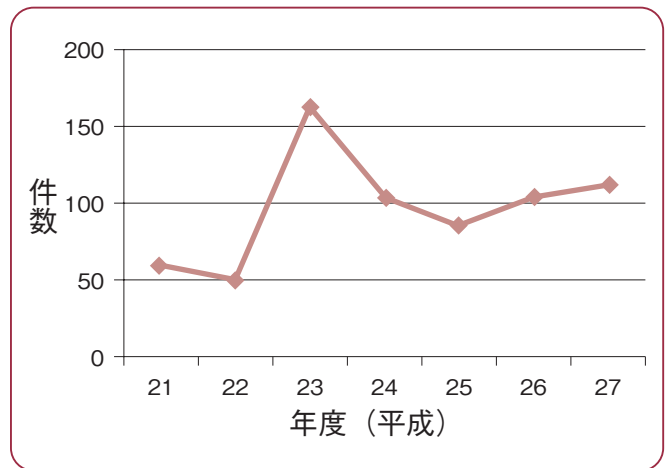
### ◆不法投棄は重大な犯罪です

事業活動にともなって発生する廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」といいます）」で定められた20種類の廃棄物を「産業廃棄物」といいます。一方、「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といいます。

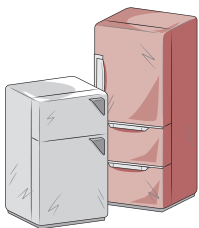
廃棄物をみだりに捨てることは禁じられています。一般廃棄物は、国および市町村が定めた排出方法にしたがって廃棄しなければなりません。一方、産業廃棄物は、法で定められた処理基準にしたがって事業者自身で処理するか、委託基準に従い、処理業者に委託するなどして廃棄しなければなりません。

しかし、定められたルールを無視して、一般廃棄物や産業廃棄物を捨てる人や事業者がいます。この行為が不法投棄であり、絶対に許せない行為です。家電リサイクル法が平成13年に本格施行された後、電化製品などを不法投棄する事例が発生しています。

右のグラフは那珂市におけるここ7年間の不法投棄件数（市に通報があり処理した件数）の推移を示しています。件数は年々増加し、現在年間100件前後の不法投棄がここ数年連続して発生しています。不法投棄された廃棄物からは、有害物質が漏れだし、環境破壊を引き起こすこともあり、地域の土壌や水質に重大な被害を与えかねません。また、捨てることは簡単ですが、撤去回収・原状回復することは困難で多額の費用がかかります。「廃棄物処理法」に違反し、不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には3億円まで加重）以下の罰金が科される（「廃棄物処理法」25条と32条）など、厳しい罰則が設けられています。



### ◆不要な家電や家具などは適正に廃棄しましょう



家屋の解体工事やリフォーム工事の際に、不要となった家電や家具、日用品、事務用品などは、それらを持っていかたかや使っていたかたが処理しなければなりません。したがって、不要となったものは、解体工事などに先立って、それらを持っていかたかや使っていたかたが、その責任において、一般廃棄物は市が定めた排出方法にしたがって、また産業廃棄物は処理業者に依頼するなど、適正に処理しなければなりません。

不要となった家電や家具、日用品、事務用品などの処理を適正に依頼せず不法投棄が行われた場合には、依頼したかたも責任を問われることがあります。

### ◆ごみの野焼きも犯罪です

平成16年の「廃棄物処理法」の改正で、廃棄物を「野焼き（野外焼却）」することに不法投棄と同様の罰則が設けられました。廃棄物の処理基準に従わない焼却（簡易焼却炉・ドラム缶などでの焼却、いわゆる「野焼き」などの野外などでの不法な廃棄物の焼却については直接罰を伴う規定があり、違反した場合は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

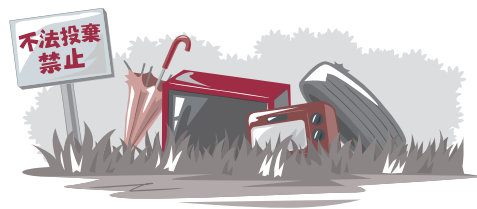
なお、廃棄物以外であっても「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により、ゴム、硫黄、タールピッチ、皮革、合成樹脂・合成繊維、廃油の焼却は禁止されています。これら以外でも、屋外での多量燃焼行為が禁止されています。「野焼き」は、周囲にお住まいのかたがたに「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因にもなります。

## ◆あなたの土地が狙われています ～不法投棄をされないために～

「一時的に資材置き場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられたりする事例や遊休地にいつの間にか不法投棄されていた、などの事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。また、事業者が行方をくらませてしまった場合には、土地所有者が撤去などの対応をしなければならないなど、莫大な損害を受けるケースがあります。

道路から奥まった土地や人目に付きにくい土地、手入れが行き届かない土地などは、定期的に見回ったり、侵入防止柵や不法投棄禁止の警告掲示板を設置したりするなど、土地所有者（管理者）としてできる必要な措置を講じておくことが賢明です。



## ◆「ポイ捨て」も不法投棄です

「ポイ捨て」は軽い言葉で表現されるため、犯罪意識が低くなりがちですが、不法投棄に該当する犯罪行為であり、他人に費用や労働を押し付ける深刻な問題です。

市では、毎年7月と3月に市民参加のもと市内一斉清掃が行われています。右の表は年2回の一斉清掃で回収されたポイ捨てごみの総量です。実に10トン以上のポイ捨てごみが毎年回収されています。ポイ捨てされているものとしては、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトルやレジ袋などの使い捨て容器類、包装紙やチラシなどの紙類、食べ残した食品などです。

ポイ捨てごみの運搬回収・廃棄処理には多額の費用がかかっています。また、ポイ捨て行為は「廃棄物処理法」、「軽犯罪法」、「道路交通法」などの法律で罰せられます。ポイ捨てが犯罪であることをきちんと認識し、ポイ捨てをしない、させないまちにしていきましょう。

年度	回収されたごみ量 (トン)
平成23	20.92
平成24	13.38
平成25	11.34
平成26	14.94
平成27	10.72

## ◆不法投棄のないまちに ～暮らしに3Rを取り入れよう！～

市は、不法投棄対策として、不法投棄の発見・通報体制や監視・指導體制の充実強化に取り組んでいます。不法投棄行為を発見した場合、ただちに発見日時や場所、現場の状況、行為者に関する情報などをご連絡ください。不法投棄・野焼きの通報先は、環境課または、「不法投棄110番」(☎0120-536-380)です。夜間や休日は那珂警察署(☎029-352-0110)までご連絡ください。ご協力をお願いします。

不法投棄は、行政だけの取り組みでは対応が難しい状況です。不法投棄は、周辺地域のコミュニティを破壊するなど社会的な影響も与えます。そこで、自治会やまちづくり委員会、またボランティア(下菅谷地区環境・防犯推進協議会は、堀之内・下宿・上宿3地区の不法投棄物の撤去回収および原状回復を長い間進めています)などと連携協力し支え合うことにより、不法投棄のないまちづくりを目指す必要があります。

不法投棄は、消費社会の産物です。不法投棄を根本からなくすには、現在の消費-廃棄-処理というシステムから、3R(リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle))を基本とする資源循環型のシステムに転換を図ることにより、究極的にごみのない社会を目指すことです。とくに、リデュース、ごみを出さないという生活スタイルを暮らしに取り入れることが大切です。最近、若い世代の間に「ミニマリスト」とよばれる「必要最小限のものしか持たない」人が増え、「余計なものが周りにない方が時を大切に過ごせる」という意識が生まれているといわれています。今後こうした意識改革が広がり、ごみゼロ化問題について行政と市民が一体となった将来性のある具体的な議論が進むことが強く望まれています。

